

No	意見内容	計画の修正有無
1	<p>[8 頁表 1.1.5] ごみ処理基本計画における努力目標値は、達成可能な削減目標なのか。</p> <p>本計画は、本市での取組み状況等とともに、国や県の設定を参考にしており、市民の協力のもとに達成できると考えています。</p>	(修正なし)
2	<p>[9 頁表 1.1.7] 橋本市長期総合計画 後期基本計画 (抜粋)・・・九度山、高野、かつらぎの計画が知りたいが、本市で把握していたらご教示願う。出来ていないときは入手してご教示願う。</p> <p>他町の計画はホームページなどで入手可能ですが、ご意見から鑑みると、ごみの減量計画などについては、橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画 (h25.3) に一覧で表記されています。過去の実績は p21、計画については p47 に表が掲載されています。</p>	(修正なし)
3	<p>[33 頁表 2.1.9] 県内のごみ総排出量の 1 人 1 日あたり平均排出量で、高野が非常に高いがこの原因を広域圏として抑えているのか。本市は関係なし済まされないと思うが。</p> <p>高野町は観光客が多く、そのごみも排出量として計上しているため、1 人 1 日あたりの平均排出量が高くなっているものと考えられます。経費面では、広域ごみ処理場の費用の大半は、構成自治体ごとの搬入量で按分して負担する仕組みとなっていますので、各自治体で計画を定め、ごみの減量に努めております。</p>	(修正なし)
4	<p>[34 頁表 2.1.10] 収集・運搬体制：本市の体制は解ったが、九度山、高野、かつらぎは、どの様になっているのか。広域圏情報としてご教示願う。</p> <p>ごみの分別は、広域構成自治体では原則的に同様となっていますが、他の自治体では収集は委託業者による収集となっています。なお、詳しくは広域組合のごみ処理基本計画 p30 に表が記載されています。</p>	(修正なし)
5	<p>[40 頁 10 行目] 「～や、ごみ処理場の負担金が上昇したことが原因となっています。」とは、広域圏全体の負担金が上昇し負担割合が増えたかと判断か。</p> <p>広域ごみ処理場の定期修繕などの維持費が増えたことが影響の一因ですが、平成 26 年度については、p40 の 9 行目の記載の通り消費税増税によるものと考えています。</p>	(修正なし)
6	<p>[41 頁表 2.2.1] ③の評価課題で、衛生自治会活動に集約していくことも検討とは何か。</p> <p>減量等推進委員は、ごみ減量・再資源化の推進に向けた地域のリーダーという役割があります。しかし、これらは衛生自治会の活動と重なる部分がありますので、前者を整理する形で、一元化していくということです。</p> <p>よって、ご指摘を踏まえて、41 頁の表 2.2.1(1)の③「評価・課題」の表現を修正します。</p>	<p>【訂正前】 衛生自治会活動に集約していくことも検討。 ↓ 【訂正後】 廃棄物減量等推進員制度の見直しを行い、例えば衛生自治会活動に集約していきます。</p>
7	<p>[42 頁表 2.2.1(2)] ⑧の評価課題で、資源ごみ回収協力店を軸とした制度として検討するとの意味が解らない。</p> <p>スーパーなどの協力で食品トレイやペットボトルなどの店頭回収が行われていますが、今後協力体制をとりながら回収できる品目を増やしていくことを考えます。</p>	(修正なし)

橋本市一般廃棄物処理基本計画〔第2期〕(案)に寄せられたご意見と回答

8	<p>[44 頁] 「2)大阪湾圏広域処理場整備事業」の本市の枠は残りわずか... 枠がなくなると持ち込めないとあるが、九度山、高野、かつらぎの状況はどうか。広域圏としてとらえているのか。本市だけの時は、他町の焼却灰の搬入経費は、本市負担なのか(焼却灰は区分けして搬入できないのでは)。</p> <p>大阪湾圏広域処理場(大阪湾フェニックス)の処理枠については、各市町に枠配分があり、いずれの自治体も不足していることから、広域組合構成自治体共通の課題として取り組んでいます。</p>	(修正なし)
9	<p>[53 頁表 2.3.5] 事業系ごみ排出量の平成34年度目標について、事業所1日平均排出量15t/日は、事業所全体か。</p> <p>事業所全体です。</p>	(修正なし)
10	<p>[59 頁 1 行目] マンション世帯については現状のままとしてと訂正をお願いする。現在、共有のベランダ、バルコニーにおいているが、それでもにおいなどがして困っている。なんとか週2回でお願いする。</p> <p>本市のごみ処理経費には年間約11億円を要しており、広域ごみ処理場建設費の借入金返済や運営費も大きな負担となっています。これまで、市民の協力により経費削減に努めて参りましたが、この広域負担金の増加に加え、焼却灰の処分先が確保できていないことにより処分費用が高騰するなどの要因から、今後年間1億3,000万円程度の経費が増加する見込みとなっています。本市の財政はひっ迫しており、この新たに見込まれる経費を捻出できる余力がありません。今、市民の皆さんのご理解のもと、ごみの減量とごみ収集の見直しを実施していかなければ、近い将来、市費で賄いきれない処理費を市民に強いることとなってしまいうため、可燃ごみ収集週1回化をはじめとした収集方法や体制の見直しで経費の削減を行っているところです。</p> <p>この可燃ごみ収集週1回化に向けても、これまでの生ごみ堆肥化の普及啓発に加え、臭気対策として紙おむつ用保管容器の無料貸出し制度の拡充や、臭い漏れの少ないごみ袋の材質の選定、消臭・防臭効果のある添加剤の研究などを行うとともに、ごみ減量に取組みにくい夏期は、数年に限り週2回収集の経過措置をとりながら、ごみ減量に取り組める体制づくりを行い、全市での可燃ごみ収集の週1回化について進めていきます。しかしながら、中高層マンションにお住まいの世帯については、保管スペースや避難経路など諸事由を考慮し、例外的な措置として週2回収集を継続する方向で進めています。</p>	(修正なし)
11	<p>[59 頁 1 行目] マンションの場合、週1回収集では各戸でのごみのため置き場所がない。ベランダは避難通路の為ごみは置けない。夏場などは特に困る。衛生上問題。戸建てとマンションは分けて考えるべき。</p> <p>可燃ごみ収集週1回化を含む収集業務見直しの理由は、No.10で示したとおりです。</p> <p>中高層マンションにお住まいの世帯については、保管スペースや避難経路など諸事由を考慮し、例外的な措置として週2回収集を継続する方向で進めています。</p>	(修正なし)

12	<p>[59頁1行目] ③可燃ごみ収集回数の削減：可燃ごみ収集回数の全市週1化について、マンション世帯や子育て世帯、夏季の衛生上の配慮が盛り込まれたことはありがたいと思う。三石台には大規模なマンションが多く、家庭ごみは分別した状態で、リビングと窓1枚(夏は網戸1枚)で隔たれたベランダに置かざるを得ない。衛生面の問題と臭気に起因するトラブルは、今でも発生していることをご理解頂きたい。またマンションのベランダは緊急時の避難通路でもあり、可燃ごみの収集回数削減により堆積する状態が予想される。マンション管理上、好ましいとは言えない。橋本市全体を同様の環境下にあると捉えるのではなく、現在も開発がなされ若い家族が入居している地域においては、子育てに伴うやむを得ないごみの排出も生じる。地域の状況を反映させた計画としていただきたいと切に願う。言うまでもなく、家庭ごみの収集と処理は自治体に課せられた崇高な任務です。また家庭ごみの排出を削減する工夫を凝らし、ごみの減量化を進めていくのは私たち住民の責務と認識している。行政と住民とが協力して対処していくことが大切と考えており、私たちもごみの減量に力を入れていく。橋本市におかれても、地域の声に耳を傾けた施策の実行をお願いします。先般、市長がFM橋本で、「ごみ問題もマイナスの情報も発信し、市民みんな考えていきたい」とのお話をされた。全く同感であるが、行政と市民の有する情報に大きな差がある中で、全市週1回化が「決まったもの」として進めていかれることのないよう、切に願う。</p>	
	<p>可燃ごみ収集週1回化を含む収集業務見直しの理由は、No.10で示したとおりです。</p> <p>今後、衛生対策やごみ減量に取り組める体制づくりを行いながら全市で可燃ごみ収集週1回化を進めて行きますが、中高層マンションにお住まいの世帯については、保管スペースなど諸事由を考慮し、例外的な措置として週2回収集を継続する予定です。なお、本市はこれまで生ごみ堆肥化などにより削減できたごみ処理経費の予算を、小学生医療費の無料化などの福祉施策の充実に活用してきた経過があります。今後とも一層、広報や説明会などで、ごみ処理に関する課題や取り組みに情報を発信するとともに、市民の皆さんと意見交換を行いながら課題解決に取り組んでいきます。</p>	(修正なし)
13	<p>[59頁2目] 「効率化による経費削減のため」：①週2の地域全体が週1になると経費削減効果は金額で示してほしい。②三石台区のマンションのみ週2回継続すると、どの程度経費削減できないのか。金額で示してほしい。</p> <p>これまでに、週1収集化などにより可燃ごみ収集車両が、10台から6台に減車できており、現在の契約金額に換算して約6千5百万円の費用削減ができています。</p> <p>今後、全市が週1になると、週2・週1の混在が無くなるので、効率的な収集コースが組めるため、ごみ減量により減少する広域ごみ処理場負担金の軽減分に加えて、さらに約1千万円削減が可能となります。なお、②については、追加業務となりますので、その際年間約300万円の加算が必要と試算しています。</p>	(修正なし)
14	<p>[59頁1行目] 「全市週1回化について」：マンションは狭いバルコニーや、避難路の確保を考えると週1収集では生活や火災時の高層階の避難に支障が出るほか、戸建世帯においても今までの週2収集地域は、その実施が困難であることから週1収集が見送られており、財政難を理由として住民の生活に衛生面で大きな支障があり、全国的に見てもほとんど例が無い週1回化を全市一律に実施すべきではない。よって「全市」という表現は削除すべき。</p>	<p>可燃ごみ収集週1回化を含む収集業務見直しの理由は、No.10で示したとおりです。ご指摘の内容については、例外的措置のため、計画中の表現については、原案の通りとさせていただきます。</p>

	<p>[59頁1~3行目] 現在週2回収集地区を週1回にすることにより、効率化、経費節減がどの程度になるのか、具体的な数字を示し、②に示す問題等とのバランスにおいて、橋本市が将来に被る損失も考慮する必要があると考える。②マンション、子育て世帯への配慮を示しているが、家族構成によりごみの量が変わる。乳飲み子や育ち盛りの子供を抱える世帯、三世同居世帯等では、老人のみの世帯よりも圧倒的にごみの量が多く、週1回では対応が困難になることが多い。橋本市の人口減少問題を考えるなら、高齢人口が増え、子供や生産人口が減り、市政的には必ずしも声の大きくないこうした子育て世代、世帯に対する施策が、①の経済的効率化以上に、将来に対する投資として十分に考慮されなければならないと考える。そしてこうした子供、世代、若い女性が生きやすい環境がなければ、10年後、20年後の橋本市に期待することは難しいだろう。</p>	
15	<p>経費削減については、週1収集化などにより可燃ごみ収集車両が、10台から6台に減車できており、現在の契約金額に換算して約6千5百万円の費用削減ができています。今後、全市が週1になると、週2・週1の混在が無くなるので、効率的な収集コースが組めるため、前述のごみ減量による負担金減額に加えて約1千万円削減が可能となります。</p> <p>可燃ごみ収集週1回化を含む収集業務見直しの理由は、No.10で示したとおりです。</p> <p>なお、本市はこれまで生ごみ堆肥化などにより削減できたごみ処理経費の予算を、小学生医療費の無料化などの福祉施策の充実に活用してきた経過がありますので、この制度を継続できるよう市民の理解を深めながらごみの問題に取り組んでいきます。</p>	(修正なし)
16	<p>[59頁1行目] 可燃ごみ収集回数、週2回の現状を維持して頂きたい。</p> <p>可燃ごみ収集週1回化を含む収集業務見直しの理由は、No.10で示したとおりです。</p> <p>この可燃ごみ収集週1回化に向けても、これまでの生ごみ堆肥化の普及啓発に加え、臭気対策として紙おむつ用保管容器の無料貸出し制度の拡幅や、臭い漏れの少ないごみ袋の材質の選定、消臭・防臭効果のある添加剤の研究などを行うとともに、ごみ減量に取り組みにくい夏期は、数年に限り週2回収集の経過措置をとりながら、ごみ減量に取り組める体制づくりを行い、全市での可燃ごみ収集の週1回化について進めて行きます。</p>	(修正なし)
17	<p>[59頁1行目] 私は平成28年11月初旬に三石台マンションに転宅することとなり、実際にその間取りをみて妻がまずごみ処理が気になったが、マンションは週2回収集となっており安堵した。以前は戸建に済んで居たため、生ごみ等は猫対策さえしていれば、置き場所には苦労しなかったのだが、マンションはベランダも小さく、生ごみ等夏期になれば臭うだろうし、市の方針も分かるが、各地域の現状を良く配慮頂き、週2回収集の現状を維持頂きたく、願います。</p> <p>可燃ごみ収集週1回化を含む収集業務見直しの理由は、No.10で示したとおりです。</p> <p>中高層マンションにお住まいの世帯については、保管スペースや避難経路など諸事由を考慮し、例外的な措置として週2回収集の継続する方向で進めています。</p>	(修正なし)

[59頁1行目] 可燃ごみ収集週1化など、断じて受け入れられない。行政サービスの著しい低下であり、怠慢である。市民から高額な住民税、固定資産税を徴収しながら、行政サービスを低下させるなど、言語道断である。近隣の市町村を調べても、週2回が普通であり紀の川市、かつらぎ町もそうである。橋本市は無駄が多い。最も顕著なのが、高額な市会議員報酬である。

	ごみ収集回数	議員報酬/月	期末手当	年間収入	人口
橋本市	週2回→1回に変更	440,000	2,200,000	7,480,000	6万
かつらぎ市	週2回	215,000	1,075,000	3,655,000	2万
和歌山市	週2回	660,000	3,300,000	11,220,000	37万

表のとおり、橋本市はかつらぎ町の倍以上であり、人口の比較を理由にするなら説得力などない。年間数十日、出勤するだけの市議会議員の高額報酬を維持するために、市民の血税を使われていると思うだけでも腹立たしいのに、これを改めず、ごみ収集が維持できないなどというのは、住民を馬鹿にするのも甚だしい。市会議員が報酬の減額を受け入れないというなら、そんな議員は辞めてもらい、交代させればよい。いっそ、かつらぎ町と合併してはどうか。住民にとっては、橋本市がなくなり、かつらぎ町になっても何ら不都合などない。諸外国では、自治体の議員はボランティアに近い報酬が一般的で、日本でも仕事量からして無報酬とすべきとの意見が多くなっている。市がこのような既得権を擁護し、無駄を排除せず、サービスを低下させることは、行政の甚だしい本末転倒である。

(追記) 別紙、奥州市の資料を参照願う(下記 URL 参照)。下段の平等主義の欄に、市民の権利として地理的、地域的な条件によらず、行政サービスを平等に受ける権利があるとされている。また憲法は次のように規定している。『憲法第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない』したがって、今回のごみ収集回数：週2回→1回に変更は、橋本市民にとっては他市の市民に比べて著しい不平等となり、市による憲法違反の疑いがあると思われます。この件について、市長はどのようにお考えであるか。また、市の法律顧問の専門家がおられるなら、お考えをお聞きしたいと思う。

18

可燃ごみ収集週1回化を含む収集業務見直しの理由は、No.10で示したとおりです。

この可燃ごみ収集週1回化に向けても、これまでの生ごみ堆肥化の普及啓発に加え、臭気対策として紙おむつ用保管容器の無料貸出し制度の拡幅や、臭い漏れの少ないごみ袋の材質の選定、消臭・防臭効果のある添加剤の研究などを行うとともに、ごみ減量に取組みにくい夏期は、数年に限り週2回収集となるよう臨時収集の経過措置をとりながら、ごみ減量に取り組める体制づくりを行い、全市での可燃ごみ収集の週1回化について進めていきます。ご指摘の議員報酬の多寡は、本件とは直接的な関わり合いがないため、回答を差し控えます。

また、一般廃棄物の処理は、憲法で規定された地方自治に基づき実施しているもので、最高裁判例(最高裁判所昭和33年10月15日判決)でも、地方公共団体が条例制定権を有する以上、地域による差が生じることは容認されるとあり、自治体の責務である廃棄物処理を行うため、その地域の実情等を踏まえた合理的な処理で実施し、その結果、市町村間で一般廃棄物の処理に関して、差が生じることは憲法の予定しているところである旨の判断がなされています。そのため、本市の定めた一般廃棄物の処理計画において、市内全域におけるごみ収集回数を定めることは合理的な裁量的判断で

(修正なし)

	<p>あり、その結果として他市町村との間で相違が生じたとしても憲法14条に違反するものではないと考えております。</p> <p>(参考：奥州市自治基本条例策定資料)</p> <p>http://www.city.oshu.iwate.jp/hm/jit kihon/workingsiryoyou/9/3%20workshopnokekka.pdf</p>	
<p>19</p>	<p>[59頁4行目] 「マンション世帯への配慮・・・激変緩和策とは」：①マンション世帯への悪臭衛生対策はどのようなことなのか。②激変緩和策とはどんなことなのか。③対策後の効果把握結果、悪い時の対応は週2に戻してくれるのか。</p> <p>1点目は、中高層マンションにお住まいの世帯は、保管スペースや避難経路など諸事由を考慮し、週2回収の継続を予定しています。なお、臭気対策はマンション限定ではなく、紙おむつ用保管容器の無料貸出し制度の拡充や、臭い漏れの少ないゴミ袋の材質の選定、消臭・防臭効果のある添加剤の研究などを予定しています。2点目の「激変緩和策」とは、ゴミ減量に取り組みにくい夏期は、数年に限り週2回収を行う経過措置を示しています。3点目については、衛生対策やゴミ減量に取り組める体制づくりを行いながら全市で可燃ゴミ収集週1回化を進めて行きますが、ご指摘の状況になった場合については、より効果的に行える方を区・自治会との協議によりすすめて参ります。</p> <p>よって、59頁の③の表題と表現を修正します。</p>	<p>【訂正前】 可燃ゴミ収集回数の削減 ↓ 【訂正後】 可燃ゴミ収集週1回化</p> <p>【訂正前】 ～激変緩和策の実施も含め住民の意見に傾聴し、取り組んで行きます。 ↓ 【訂正後】 ～ゴミ減量に取り組める体制づくりを行いつつ、ゴミ減量に取り組みにくい夏期は数年に限り週2回収の経過措置をとりながら、全市での可燃ゴミ収集の週1回化について進めて行きます。</p>